

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いについて

R5.6.1

1. 概要

要支援、要介護1の方（軽度者）に対する以下の福祉用具については、介護保険による給付は原則対象外です。ただし、厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者については、例外的に給付が認められることがあります。

【軽度者への給付が原則対象外となる福祉用具】

- 車いす（付属品含む）
- 特殊寝台（付属品含む）
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト（つり具部分を除く）
- 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものは除く、※要介護2・3の方も給付対象外）

【軽度者への給付が例外的に可能となる判断基準】

別紙フローチャートを参照。老企36号第2の9(2)で、「医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる」とされています。そのため、主治医に福祉用具貸与の必要性を確認したうえで、サービス担当者会議を開き、最終的に担当ケアマネジャー（介護支援専門員）が必要性を判断し、速やかに江東区へ申請してください。

2. 軽度者申請に必要な書類

- (1) 軽度者に対する福祉用具貸与確認申請書
- (2) 医学的見地を確認した書類
 - ・主治医の意見書（任意の書式）や診断書のコピー
 - ・医師からの聞き取りの場合は申請書に記入してください
- (3) サービス担当者会議の記録の写し
 - ・要介護の場合…「介護サービス計画の第4表」
 - ・要支援の場合…「介護予防サービス計画のサービス担当者会議の要点」

3. 軽度者申請の結果通知

- (1) 申請書類の内容を確認し、貸与の可否について居宅（介護予防）支援事業所の計画作成担当者あてに通知します。
- (2) 「給付開始日」はサービス担当者会議開催日（サービス計画作成開始日）
「有効期間」は介護認定の有効期間終了日までとなります。
※区への軽度者申請が翌月以降になった場合は、区が受理した月の初日が開始日となります（介護認定申請中の場合も同様）。認定期間が始まる前に軽度者申請をした場合（おもに更新）は、認定期間の初日が開始日となります。

4. 軽度者申請の際の注意事項

(1) 主治医の意見

- 情報開示にて入手した主治医意見書ではなく、新たに医師からの所見を確認してください。
- 主治医の所見確認日（主治医の意見書や診断書を確認した日、主治医から意見を聞き取った日）がサービス担当者会議の開催日より後になっている場合は「非該当」となる可能性がありますのでご注意ください。
- 「病名のみの記載」や「特殊寝台が必要とだけの記載」では真に貸与が必要であるか確認できません。利用者の身体状況や疾病により例外給付が必要な状態であるか福祉用具ごとに具体的に聞き取ってください。

(2) サービス担当者会議の記録

利用者の身体状況、福祉用具を利用することによる効果、例外給付の必要性を判断した理由等を具体的に記入してください。

※特殊寝台の場合、普通のベッドでは足りない理由を明らかにしてください

(3) 届出が遅れた場合

区への届出が遅れると、給付対象とならない期間が発生することがあります。やむを得ない理由で申請書の提出が遅れそう場合は、事前に介護保険課給付係へ電話でご相談ください。

(4) 介護認定申請中の方で結果が出る前に貸与を考えている場合

軽度者になる可能性がある場合は、認定結果が出る前の申請が必要です。主治医から福祉用具の必要性を確認した後、サービス担当者会議を開催し暫定プランを作成のうえ介護保険課給付係に申請してください。

※介護認定の結果が出た後に軽度者の申請された場合、例外給付の開始日は区が申請を受理した月の初日となります（遡及はできません）

(5) 再度軽度者申請が必要な場合

- 新たに種目の異なる福祉用具の貸与が必要な場合、すでに承認されている軽度者申請の内容に変更が生じた場合
- すでに福祉用具を利用している方が、認定更新等の結果、軽度者と認定されて引き続き当該福祉用具を利用する場合
- 居宅介護支援事業所等が変更になった場合

※同一事業所内での担当変更、委託先事業所のみ変更の場合は不要です

[担当]

江東区福祉部介護保険課給付係

TEL 03-3647-9498（直通）